

《全文》

【文献番号】 25463160

最高裁判所第一小法廷平成21年(行ツ)第70号
平成21年4月2日決定

調書(決定)

事件の表示 平成21年(行ツ)第70号

決定日 平成21年4月2日

裁判所 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 涌井紀夫

裁判官 甲斐中辰夫

裁判官 宮川光治

裁判官 櫻井龍子

裁判官 金築誠志

当事者等 上告人 甲野太郎

被上告人 松本市長 乙川一郎

原判決の表示 東京高等裁判所平成20年(行コ)第121号(平成20年11月26日判決)
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認若しくは単なる法令違反をいうもの又はその前提を欠くものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成21年4月2日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 ○○○○ [印]



Copyright (C)1999-2010 TKC Corporation All Rights Reserved.

LEX/DBインターネットに関する知的所有権その他一切の権利は株式会社TKCおよび情報提供者に帰属します。